

1. 計画の基本的な考え方

少子・高齢化の進行や福祉ニーズの増加、地域のつながりの希薄化など解決すべき課題が多くある中において、社協が中心となり専門機関や専門職、住民とともに解決するためのサービスや活動団体と役割を分担しながら、住民の創意工夫による自発的な活動や社会参加を促進するための諸活動をまとめたものが地域福祉活動計画です。

そして、関係するすべての人々が「住みよい福祉のまちづくり」という同じ目標に向け歩調を合わせながら行動するための、指針として位置づけられることに計画の意義があります。

計画は、住民・ボランティア・団体・専門機関・行政・市社協各事業所などの地域福祉推進の原動力となる人・組織・サービスをはじめ、企業・商店・場所などの地域の社会資源を効率的かつ有機的に機能させることにより達成できるものです。

2. 地域福祉活動計画Ⅳの期間

本計画の期間は、平成 25(2013)年度から平成 29(2017)年度までの 5 年間です。

前期計画である地域福祉活動計画Ⅲの進捗状況の評価と課題及び、城陽市の現況を見据えて、市社協のこれからの方向性を再確認し、平成 25 年度以降の地域福祉活動計画Ⅳの策定を行うことにより、城陽市における地域福祉のより一層の発展に努めることとします。

3. 基本理念

あの子の幸せを 私の幸せに

～ **社会全体で取り組む、協生のまちづくり** ～

《基本理念について》

福祉はすべての人々の“幸せ”や“豊かさ”を意味する言葉です。

サービスや支援を受ける「あの子の幸せ」のために、関係者が連携すると同時に、近所の住民・ボランティアなど協力者が力を合わせ、支援することが求められています。

そして、その過程で生まれたつながり・喜び・生きがいなどを「私の幸せ」と感じられる温かい心を育める地域になるよう願いを込め、基本理念としています。

《副題について》

「協生」は造語であり本来は「共生」が正しい表現ですが、「協」には「力を集める」という意味があり、基本理念の意味を深めるための表現として使用しています。

また、社協が中心に取り組むよう位置づけた活動計画として「社」と「協」を強調しています。

4. 基本理念に基づく5つの基本目標

1. 身近な地域のつながりを強めるネットワークづくり・・・(つながる)

地域福祉の基盤は「人と人とのつながり」であり、それを強めていくために校区社協活動の充実と今後も活動できる体制づくりに努めます。そして、福祉に携わる全ての人々が協力しあうネットワークの形成に向け、これから求められる専門職の役割を明記します。

2. 安心して気軽に集まれる地域の居場所づくり・・・(あつまる)

地域福祉の発展のために、校区社協拠点をはじめとしたハード面での「居場所」設置と運営整備を進め、社会的に認められるよう支援します。そして、課題を抱えた人たちが安心して暮らせるソフト面での「居場所」づくりとその支援に努めます。

3. 暮らしの基盤を地域と支える仕組みづくり・・・(ささえる)

安心してその人らしく暮らせる仕組みづくりのために、サービスの向上と地域におけるつながりを維持できる意識の向上を図ります。そして、制度と制度の狭間を埋める支援を充実させ、豊かな暮らしを創造できる社会資源の確保に努めます。

4. 一人の思いを叶えるなかまづくり・・・(かなえる)

地域福祉活動を定着した活動とするために、あらゆるボランティア活動の推進とその啓発を進め、新たな活動のための人材育成と環境整備に努めます。そして、誰もが個人として尊重され思いが叶うよう、専門機関としての機能を高めます。

5. いつも頼りにされる組織づくり・・・(たよれる)

地域福祉活動を進める組織として、事業収入や助成金など財源の安定的な確保と人材の育成に努めるとともに、企業をはじめとする新たな分野との連携強化に努めます。そして、組織内外から理解されるよう適切な情報管理と規範整備と併せ、緊急時マニュアルの作成を行い、信頼される組織の確立に努めます。

